

～ 参 考 ～

①重点的撤去区域とは

遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画では、第1期から第5期まで段階的に重点的撤去区域を設定するようになっていきます。重点的撤去区域に設定された河川区域では、周辺環境の維持と治水の安全を確保するため、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底されます。※別紙参考図面参照

—設定状況—

第1期 平成23年2月28日公示、平成23年6月1日から設定

第2期 平成24年3月12日公示、平成24年4月1日から設定

第3期 平成25年3月公示予定、平成25年4月1日から設定予定

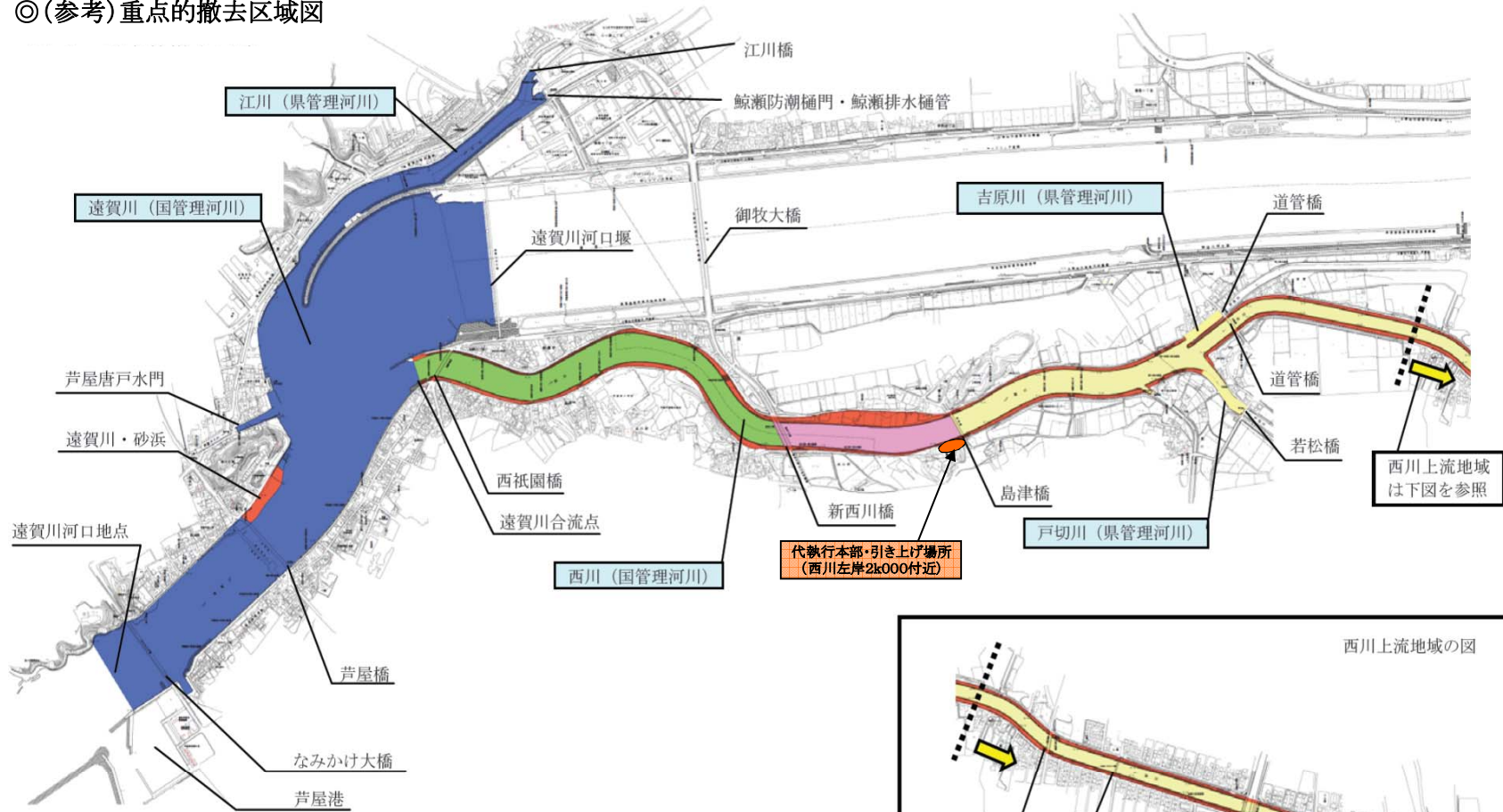
第4期以降 平成26年度以降設定予定

②除却（撤去）指示・強制撤去について

重点的撤去区域では、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底されるため、所有者が判明している船舶については、河川法及び行政代執行法に基づき、船舶所有者に対し行政指導・除却（撤去）指示・監督処分・戒告等により自主撤去を促し、それでも自主撤去されない場合は、代執行令等の手続を実施し、不法係留船を強制撤去（代執行）していくこととなります。

なお、代執行に要した費用については、船舶所有者に納付を命ずることとなり、行政代執行法第6条第1項の規定に基づき、国税滞納処分の例により徴収することができます。

◎(参考)重点的撤去区域図



西川上流地域
は下図を参照

重点的撤去区域	
■	第1期 西川 高水敷 (両岸・遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流 100mまで) 遠賀川 砂浜 (右岸)
■	第2期 西川 (島津橋下流端～鹿児島本線鉄道橋上流 100mまで) 戸切川 (西川合流点～若松橋下流端まで) 吉原川 (西川合流点～道管橋下流端まで)
■	第3期 西川 (新西川橋下流端～島津橋下流端まで)
■	第4期 西川 (遠賀川合流点～新西川橋下流端まで)
■	第5期 遠賀川 (遠賀川河口～遠賀川河口堰下流端・芦屋唐戸水門下流端まで) 江川 (遠賀川合流点～鯨瀬防潮樋門・鯨瀬排水樋管・江川橋 各下流端まで)

